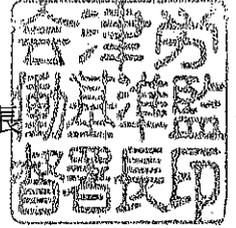


会津基署発 0209 第 1 号  
平成 28 年 2 月 9 日

発注者団体の長 殿

会津労働基準監督署長



建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の建設業における平成 27 年労働災害発生状況につきましては、平成 28 年 1 月末日の速報値で、休業 4 日以上の災害発生件数が 65 件（うち死亡災害 2 件）と前年同期比で約 16% 増加しており、非常に憂慮すべき状況にあります。

そのため、当署におきましては、建設業における労働災害防止対策に重点的に取り組んでいるところでありますが、特に年末は、工事の輻輳化や路面凍結等の労働環境の悪化等により、労働災害が多発する傾向にあることから、当署を含む福島労働局管下の 9 労働基準監督署において、平成 27 年 12 月 1 日から同 21 日までの間、県内の建設工事現場に対し集中的に監督指導を実施しました。

その結果、監督指導を行った 274 建設現場のうち 50.0%（137 現場）に労働安全衛生法違反が認められたところです（別添参照）。

つきましては、当該監督指導の実施結果を別添のとおりお送りしますので、安全推進協議会やパトロールにご活用いただくとともに、建設工事における労働災害防止対策の徹底について引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

会津労働基準監督署 第二方面 遠藤

所在地：〒965-0803 会津若松市城前 2-10

電話：0242-26-6494

## 建設業一斉監督指導結果の概要

## 1 監督指導結果

福島労働局における監督指導の実施現場数は 274 現場でした。このうち、作業員の安全確保措置などに関して、何らかの法令違反が認められたのは 137 現場（違反率 50.0%） でした。（表 1）

事業者に対し、法令違反の是正に向けた指導を行っています。

主要な違反の状況は、①元方事業者の講ずべき措置等に係る違反 111 現場（全体の 40.5%）、それに次いで、②墜落防止措置に係る違反 86 現場（全体の 31.4%）、③建設機械の災害防止措置に係る違反 23 現場（全体の 8.4%）などでした。（表 2）

また、監督指導を実施した現場のうち、20 現場に対しては、危険箇所への立入禁止や危険な作業の停止などの行政処分を講じています。

表 1 工事区分別監督実施状況

区分	監督指導実施現場数		
	計	違反現場数	違反率
土木工事	66	29	43.9%
建築工事	187	102	54.5%
その他工事	21	6	28.6%
合計	274	137	50.0%

表 2 主要項目別違反現場数

主要事項	違反現場数				違反率			
	計	土木	建築	その他	計	土木	建築	その他
元方事業者の 講ずべき措置	111	19	87	5	40.5%	28.8%	46.5%	23.8%
墜落防止措置	86	9	76	1	31.4%	13.6%	40.6%	4.8%
建設機械災害 防止措置	23	16	6	1	8.4%	24.2%	3.2%	4.8%
作業主任者の 選任等	17	3	13	1	6.2%	4.5%	7.0%	4.8%
その他	48	8	36	4	17.5%	12.1%	19.3%	19.0%

※注 1 現場複数の違反が認められることもあるため、表 1 の違反現場数とは一致しない。

## 2 違反事例

### <墜落防止措置関係>

- 一般家屋建築工事現場において、足場上での外壁塗装作業中、作業の必要から、墜落防止用の手すりを取り外していたが、安全带（命綱）など墜落防止のための代替措置を講じず作業を行わせていた。
- 河川護岸の復旧・補強工事現場において、路肩面から河川までの護岸の傾斜が45度以上ある場所で作業を行わせるに当たり、手すりの設置など墜落防止措置を講じず作業を行わせていた。
- 3階建ての鉄骨造の建物の建築工事現場において、外部に組まれた足場と建物との間に、約30cmの隙間があいており、作業中にそこから墜落の恐れがあった。  
また、高さが1.5メートル以上の場所に昇るための昇降設備として、転落の危険性がある固定されていない移動梯子を使わせていた。

### <建設機械災害防止措置関係>

- 道路工事現場において、水路の型枠（コンクリート製のU字溝）を吊り上げて移動させる際、荷の落下の危険性がある、荷を吊ってはいけないタイプのドラグショベル（パワーショベル）を使っていた。
- 巻過防止装置（クレーンで荷を吊る際に、ワイヤーロープを巻き過ぎて吊荷が落下しないようにするための安全装置）が故障している状態のまま移動式クレーンで荷を吊っていた。
- 土蔵の改修工事現場において、使用していた移動式クレーンについて、年に1回実施することが法令で定められている定期検査を実施していなかった。

### <作業主任者等の選任関係>

- 道路工事現場において、ドラグショベル（パワーショベル）の掘削作業を行うに当たり、作業を安全に行うために必要な法定の「地山の掘削作業主任者」を選任していなかった。